

「おくやみ窓口」をご利用ください

ご家族やご親族など、身近な方が亡くなられた後に、ご遺族が役場で行う手続きを、まとめてお手伝いいたします。利用には**事前予約**が必要です。利用希望日の概ね一週間前までに電話または町民課窓口で予約をお願いいたします。

■おくやみ窓口の概要

予約・お問合せ先	城里町役場 町民課 ☎029-288-3111 (内線114、115、116)
予約受付時間	平日（土・日・祝日・閉庁日は除く） 午前8時30分～午後5時15分
利用時間	平日（土・日・祝日・閉庁日は除く） ①午前10時から ②午後1時30分から
利用対象者	死亡時に城里町に住民登録があった方のご遺族等

■利用の流れ

① 電話予約	城里町役場 町民課（☎029-288-3111 内線114、115、116）にお電話ください。 ・亡くなられた方やお手続きされる方のお名前等を伺い、予約を受け付けます。 ・来庁時まで、伺った情報を基に必要なお手続きをお調べします。
② 来庁	ご予約日時におくやみ窓口にお越しください。 ・来庁者のご本人確認のうえ、役場で必要となるお手続き等をご案内します。

【ご利用上のお願い】

- ・ご利用の際は、必ず予約をされてからのご来庁をお願いします。
- ・内容によっては、すべてのお手続きが終わらない場合もあります。
- ・お急ぎの場合などは、おくやみ窓口を利用せず、直接各担当課局でお手続きをしていただくこともできます。
- ・各手続きの詳しい内容について事前に知りたい場合には、各担当課局へお問合せください。

■おくやみ窓口にお持ちいただく主なもの

以下の持ち物のうち、該当するものがあれば、お持ちください。

なお、お手続きの内容により持ち物が異なりますので、詳細は別添「おくやみ窓口手続き一覧」をご確認いただくか、各担当課局にお問合せください。

《ご遺族（来庁者）のもの》

お越しいただく方の本人確認書類（必ずお持ちください。）

- ・ 1点で確認できるもの（写真付きのもの）

※運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など

- ・ 写真付きのものがない場合は次のものから2点

※被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳、預貯金通帳・銀行カードなど

認印

預貯金通帳または銀行カード

※来庁者が相続人でない場合は、お手続きの各担当課局にお問合せください。

委任状

※亡くなられた方の配偶者や直系の親族でない方が窓口にお越しになる場合は、委任状が必要になる場合があります。あらかじめ、委任者が記入した委任状をお持ちください。（添付の委任状をご利用ください。）

《亡くなられた方のもの》

印鑑登録カード

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

年金手帳または年金証書（国民年金加入者または年金受給者）

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、自立支援医療受給者証、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

その他、城里町から交付された書類

